花川運動公園
指定管理者募集要項

浜松市市民部スポーツ振興課

令和 5 年 6 月

花川運動公園指定管理者募集要項・目次

１　花川運動公園の概要 １
２　指定管理者が行う業務の範囲 ２
３　指定管理期間 ２
４　指定管理料 ２
５　利用料金の規定 ３
６　事業所税の有無 ３
７　利用料金減免の手続 ３
８　指定管理料の上限額 ３
９　管理の基準 ３
１０　応募資格 ４
１１　提出書類 ５
１２　指定管理者の募集及び選定方法 ５
１３　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定） ６
１４　募集要項の配布 ６
１５　募集要項に関する照会、質問事項の受付 ７
１６　応募者説明会、現地見学会について ７
１７　ヒアリング、プレゼンテーションについて ７
１８　提出書類の提出 ７
１９　費用の負担 ８
２０　障がい者の雇用促進・就労支援について ８
２１　選定基準 ８
２２　実績の反映について ８
２３　選考結果のおしらせ ９
２４　提出書類の取扱いと情報の公開について ９
２５　指定管理者の指定について １０
２６　その他 １０

別紙　選定基準

様式関係
・指定管理者指定申請書（別紙1）
・宣誓書（別紙2）
・役員等名簿（別紙3）
・委任状（別紙4）
・指定管理者事業計画書（別紙5）
・提案資料の取扱いに関する回答書（別紙6）
・指定管理者募集に伴う質問書（別紙7）
・指定管理者応募者説明会参加申込書（別紙8）

花川運動公園定管理者募集要項

1　花川運動公園の概要

（1）名称　　花川運動公園

（2）所在地　浜松市中区西丘町724番地

（3）施設概要等

・竣工時期　平成7年3月（副競技管理室、テニスコート上屋棟　平成12年3月）

・構造等　　鉄骨造 2 階建

・敷地面積　23,316㎡

・延床面積　1,036㎡

・施設内容

施設名	面積	施設内容
庭球場	14,824㎡	透水性砂入り人工芝　20面 ※うちテニスコート上屋棟付4面 観覧席　最大4,140名 夜間照明　20面（26基）
ゲートボール場	2,376㎡	4面
自由広場	6,116㎡	1面
管理棟	892㎡	小会議室（定員12名）1室 事務室　1室 男女更衣室（シャワー室付）1箇所 トイレ　2箇所 救護室　1室 湯沸室　2室 グラウンドキーパー控室（シャワー室付）1室 掃除員控室　1室 休憩室　1室 第1会議室（定員36名）1室 第2会議室（定員36名）1室 倉庫　1室 控室　1室
競技管理室	93㎡	競技管理室　1室、トイレ　1箇所
副競技管理室	51㎡	副競技管理室　1室、器具庫　1室
その他	駐車場　292台、駐輪場　136台	

※施設の平面図等は浜松市市民部スポーツ振興課で閲覧できます。

（4）施設の設置目的

花川運動公園運動施設は，市民の健康増進及び健全な余暇活動の促進を図るため、硬式テニス、ソフトテニス競技、ゲートボール等の各市民スポーツ活動に利用可能な施設として、浜松市都市公園条例及び同条例施行規則、関係法令並びに関連する諸規程に基づき、効率的な管理運営を行い、市民スポーツの向上と地域スポーツの振興に寄与すること。

（5）開館時間　午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分

※　開館時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

（6）休場日　年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

※　休場日は、浜松市との協議により変更が可能です。

（7）年間利用者数（自主事業を除く）

・令和元年度　163,574 人
・令和 2 年度　152,069 人
・令和 3 年度　153,830 人
・令和 4 年度　173,187 人

（8）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市都市公園条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（9）現在の指定管理者に関すること

管理者名　（株）協栄浜松支店
指定期間　平成 31 年 4 月 1 日から令和　6 年 3 月 31 日（5 年）

2　指定管理者が行う業務の範囲

（1）花川運動公園運動施設の運営及び維持管理に関すること。
（2）浜松市都市公園条例第２５条に規定される事業の実施に関すること。
（3）施設の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること。

※　市との協議により、施設の PR や利用者の利便性の向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

3　指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年）

4　指定管理料

会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）ごとに支払います。
支払いは業務の履行確認の上、指定管理者の請求に基づき、後払いとします。

※　利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

※　昨年度の電気料等の著しい価格上昇など、将来的な価格変動の見通しが困難であるため、施設の管理に要する費用のうち、電気料等は精算を行うこととします。精算の方法は、基本協定書（案）「電気料等の精算に係る特記事項（令和 5 年度選定施設に係る特例措置）」をご確認ください。

５　利用料金の規定

浜松市都市公園条例で規定する利用料金の額を上限として指定管理者が設定できますが、市の承認が必要です。

※　利用料金の詳細は、浜松市都市公園条例をご覧ください。

６　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

７　利用料金減免の手続

浜松市都市公園条例第 30 条に基づき、指定管理者は、規則で定める場合及びその他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができます。

※　減免の詳細は、浜松市都市公園条例施行規則をご覧ください。

８　指定管理料の上限額

（管理に関する市の負担額の上限となりますので、これを超えた提案額は失格となります。）

令和　6 年度　12,963,000 円
令和　7 年度　12,963,000 円
令和　8 年度　12,963,000 円
令和　9 年度　12,963,000 円
令和 10 年度　12,963,000 円　合計　64,815,000 円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（１０％）を含みます。

※応募の際は、税率１０％の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

９　管理の基準

（1）以下の基準を守って本施設の業務を実施していただきます。

ア　指定管理者は自らの責任において、関係法令、条例及び同施行規則を遵守し、適正に本施設の運営を行ってください。

また、地方自治法及び条例（ウに記載）など、業務を行うにあたっては関連する法規を遵守し、業務を実施してください。

イ　業務を行うにあたり、利用者が快適に施設を利用できるよう、施設整備及び物品の適切な維持管理を行ってください。

ウ　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱ってください。
個人情報の保護に関する法律、浜松市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同条例施行規則を遵守することはもちろんのこと、個人情報の取扱いについては、十分に注意を払ってください。

※ 管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、協定で定めます。

※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

エ　包括的な業務の再委託は認められません。

オ　指定管理期間中、市が改修工事や大規模修繕のため施設の球場を要する場合があります。改修・修繕計画については、市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度市からの協議の申し入れに協力することとします。

１０　応募資格

次の条件を満たす団体に限ります。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと

（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと

（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと

（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。

（７）指針第 10 条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。

（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。

（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権

者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。

(10) 過去３年間に条例第 13 条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。

(11) 共同事業体による応募については可とする。

(12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。

(13) 本施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体

１１　提出書類

提出部数は正本1部、副本14部

（１）指定申請書（別紙1）

（２）宣誓書（別紙2）

（３）役員等名簿（別紙3）

（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書

（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

（６）過去3年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書)、など経営状況のわかるもの

（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」

②直近2年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）

③市税完納証明書

※指定管理者に選定された場合、①及び③は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。

（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれかを提出すること。

①委任状（別紙4）

②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

(10) 花川運動公園の指定管理者事業計画書「別紙5」（全期間分）

(11) 提案資料（プレゼンテーション資料）

(12) 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙6」　※詳細は２４（４）参照

(13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等

※共同事業体の場合、（２）～（９）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

１２　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（2）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「市民部指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「市民部指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（3）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（4）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（5）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１３　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和5年	6月 28日 ～ 8月 14日	募集要項のホームページ掲載及び配布
	6月 28日 ～ 7月 11日	募集要項に関する照会、質問事項の受付
	7月 7日	応募者説明会、施設見学会
	7月 18日	質問事項に対する回答
	8月 7日 ～ 8月 14日	提出書類の申請受け付け
	8月中旬 ～ 8月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。

質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

9月上旬	ヒアリング・プレゼンテーションの開催 候補者選定のための選定会議
9月中旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
10月中旬	仮基本協定の締結
12月中旬	指定管理者の指定（11月市議会議決による）
令和6年	
1月上旬	基本協定締結
1月 ～ 3月	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１４　募集要項の配布

募集要項は、令和 5年 6月 28日（水）から 8月 14日（月）まで配布いたします。

・配布場所：浜松市市民部スポーツ振興課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2　浜松市役所本館3階

電話：053-457-2421

・配布時間：午前 9時 00分～午後 5時 15分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ → 創業・産業・ビジネス → 指定管理者制度 → 公の施設における指定管理者制度

１５　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和5年6月28日（水）から7月11日（火）午後5時15分まで

・受付方法：募集要項の内容等に関する「質問書」（別紙7）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

※質問は、必ず郵送（令和5年7月11日(火)必着）、ファクスまたは電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問は受け付けられません。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和5年7月18日(火)予定）

・質問事項に関する照会、質問事項の送付先

浜松市市民部スポーツ振興課　施設グループ　担当者：鈴木一隆

〒430-8652　浜松市中区元城町103番地の2

ファクス：050-3730-1391

メールアドレス：sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

１６　応募者説明会、現地見学会について

○指定管理業務等についての説明会を開催します。

・日時　　令和5年7月7日(金)　10時～　※1時間程度を予定

・場所　　浜松市中区西丘町724番地　花川運動公園

※　参加される場合は7月4日(火)午後5時までに参加申込書（別紙8）を上記まで提出してください。

※　参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

１７　ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

・日時、場所

※　詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

１８　提出書類の提出

指定申請書等、提出書類は、令和5年8月7日(月)から8月14日(月)（受付時間：午前8時30分～午後5時00分）までに浜松市市民部スポーツ振興課に提出してください（必着。郵送可）

１９　費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

２０　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援（障害者雇用施設への物品等発注を含む）について積極的に提案をしてください。

２１　選定基準

別紙「花川運動公園指定管理者選定基準」のとおり

２２　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（１）プレゼンテーション

次期選定時の選定会議でのプレゼンテーションは、現指定管理期間の状況報告を含んだ内容とし、一番初めに行っていただきます。

（２）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間					
	1年目	2年目	3年目	4年目	A	A/4
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%

※小数点第2位以下切り捨て

選定時評価点 75.4 点　×　1.2%　＝　0.9 点を加点（小数点第 2 位以下切り捨て）

（２）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（4 年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合や、その他関係法令の遵守に係る指導を受ける場合
・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
・加入すべき保険の未加入
・事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
・事業計画書、事業報告書の提出期限超過

２３　選考結果のおしらせ

応募者全員に、令和 5年 9月中旬に文書にてお知らせします。

２４　提出書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「別紙6」

・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、11提出書類に規定する提出部数に関わらず1部のみ提出で構いません。

２５　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和5年11月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２６　その他

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問合せ先　　浜松市市民部スポーツ振興課　担当者　鈴木一隆
電話:053-457-2421　FAX:050-3730-1391
Email:sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp